平成２２年（フ）第８７７号
大阪市生野区小路東３丁目14番１号　たるいマンション201号
債務者　仲谷　和浩
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第９３６号
大阪府吹田市青山台４丁目１番Ｃ74―1013号
債務者　安田　順治
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２０６号
大阪府高槻市神内２丁目21番１号
債務者　本間眞佐子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２２３号
大阪市住吉区長居東３丁目21番28―104号
債務者　吉野　太志
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２７１号
大阪府寝屋川市豊里町30番４号
債務者　小野　　勇
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１２７２号
大阪府寝屋川市豊里町30番４号
債務者　小野サエ子
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３０７号
大阪府東大阪市中小阪３丁目13番22号
債務者　加藤　里奈（旧姓田畑）
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１３６４号
大阪府豊中市上津島２丁目18番14号
債務者　菅原　勝人
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１号
神奈川県相模原市古淵２丁目２番10号　ＳＳシャトーⅡ―303
債務者　青木　健司
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第７７号
神奈川県座間市座間１丁目3168番地の４
債務者　矢原智恵子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第１０４号
神奈川県座間市南栗原４丁目12番６―303号　ウィンベルソロさがみ野第４
債務者　村田　優子（旧姓永野）
1　決定年月日時　平成22年３月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月11日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２１年（フ）第１６１５号
東京都八王子市山田町1680番地５ハイツ山田103号
債務者　中村　通良
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月12日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１４号
静岡県富士市五貫島179番地の２　斉藤アパート１Ｃ号、前住所静岡県富士市蓼原1092番地の12
債務者　中川　佳子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成22年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月12日まで
5　免責審尋期日　平成22年４月28日午後１時15分
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第６１号
神奈川県相模原市矢部２丁目21番４号
債務者　立和名一夫
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月13日午後１時30分
横浜地方裁判所相模原支部

平成２２年（フ）第２３号
秋田県湯沢市千石町１丁目５番26号
債務者　杜　　昌一
1　決定年月日時　平成22年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月20日午前11時
秋田地方裁判所横手支部

平成２２年（フ）第３８６１号
神奈川県平塚市袖ケ浜17―61
債務者　本杉フク子
1　決定年月日時　平成22年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成22年５月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部